

公益財団法人 パナソニック教育財団
寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 パナソニック教育財団（以下「法人」という。）が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 法人は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - ホ その他理事長が法人の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄附金等を受け入れることにより、法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(寄附金等の種類)

第3条 法人が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定するもの

2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む

(受入手続)

第4条 寄附金等を法人に寄附しようとする者は、寄附金申込書（第1号様式）によるものとする。

- 2 法人は、前項により寄附金の申込を受理したときは、第2条の基準に該当しないことを確認し、寄附金等の受け入れを行う。
- 3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金等の取扱い)

第5条 特定寄附金については、全額を寄附者の特定した用途に使用する。

(領収書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく領収書を、寄附者に送付するものとする。

2 前項の領収書には、法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

(施行期日)

1 この規程は、法人が公益財団法人として登記した日から施行する。